

令和2年度 立川市教育委員会学校教育の指針

令和元年 月 日
立川市教育委員会

立川市教育委員会は、立川市教育委員会の教育目標（平成27年4月16日立川市教育委員会決定）に掲げた教育を推進するため、確かな学力と豊かな心を育む教育の一層の充実を図る。

そのため、「まちづくりは人づくり、人づくりは未来づくり、未来づくりは学校から」の理念の下、3つの基本方針と9つの基本施策を基に、令和2年度において重点的に取り組む教育施策等を学校教育の指針として示す。

また、具体的施策の中では、「学力・体力向上」、「特別支援教育の推進」、「小中連携教育の推進」の重点課題について、ネットワーク型学校経営システム（※1）を学校経営の中核に位置付け推進を図る。具体的には、コミュニティ・スクール（※2）と地域学校協働本部（※3）が一体となり、活発に機能した教育活動を展開することにより、地域との協働による学校経営の充実を図る。

また、カリキュラム・マネジメント（※4）のPDCAサイクルを進めることにより、複雑化・多様化した教育課題の解決を図る。

各学校においては、市の教育目標及び本指針を踏まえて、学校の教育目標や基本方針、指導の重点等を設定し、教育課程を編成・実施・評価・改善し、次代のまちを担う児童・生徒の育成のために創意ある学校経営に取り組む。

- （※1）**ネットワーク型学校経営システム**…教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域や家庭、関係諸機関、企業、大学等と連携して効果的に生み出し、教育活動に生かしていくシステムのこと。このシステムの下、文部科学省が進めるコミュニティ・スクール、地域学校協働本部を全校に設置し、複雑化かつ多様化している教育課題の解決を効果的に図っていくとともに、立川市民科を充実させ、立川市民を育成していく。
- （※2）**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**…学校と保護者、地域の意見を学校運営に反映させるため、地域住民、保護者、学識経験者、保護司等、教育委員会が認める者を構成員とする学校運営協議会を設置し、地域とともに子どもたちの成長を支える。
- （※3）**地域学校協働本部**…地域学校コーディネーターを中心に、地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを行うことを目的とする。従来の学校支援地域本部などの学校支援の取組が「地域による学校の支援」であったのに対し、地域と学校のパートナーシップに基づく「双方向の連携・協働」へと発展させている点で異なる。
- （※4）**カリキュラム・マネジメント**…子どもや地域の実情等を踏まえ、各学校が設定する教育目標を実現するために、どのような教育課程を編成し、どのように実施、評価、改善していくかを総合的に捉えて計画すること。次期学習指導要領の等の理念を踏まえ、次の3つの側面から捉えられている。
 - ①各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育内容を組織的に配列していくこと。
 - ②教育内容の質の向上に向けて、子どもたちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データに基づき、教育課程を編成・実施・評価して改善を図るPDCAサイクルを確立すること。
 - ③教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も活用しながら効果的に組み合わせること。

I 学校教育の充実

～「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総合的な力を育む～

1 学力向上

(1) 授業改善の推進

① 主体的・対話的で深い学びの推進

- ・国及び都の学力調査、東京ベーシック・ドリル等の分析結果及び授業改善のポイントについて明示し、授業改善推進プランのPDCAサイクル化を図ることによって、授業改善の質的向上と深化を図る。
- ・学びの目的を明示し、授業のねらい（指導目標）を明確にした授業を行う。具体的には、授業のめあて（子どもの学習目標）を示して授業に見通しをもたせ、問題解決における「自力解決」や「学び合い」や「振り返る」場面を意図的・計画的に設定し、学びの質を高め学力を向上させる。
- ・児童・生徒が自ら課題を発見し解決に向けて取り組む「主体的・対話的で深い学び」（※5）の授業改善を推進し、教員の授業力を向上させるため「立川スタンダード（基本的指導過程）20」（※6）を活用するとともに目標管理制度を基に検証を行い、組織的に改善を図る。
- ・「主体的・対話的で深い学び」を実現するための基盤となる学級づくりを確立するため、「立川学級力スタンダード」の活用をより一層図ることにより、各教科・領域の学習・活動を通して学級力を高める。
- ・「多文化共生のまちづくりを担う人材育成プログラム」の実施、TOKYO GLOBAL GATEWAYにおける体験型学習への参加及び校内研究・研修等による指導法の開発・普及などにより、新学習指導要領への対応やグローバル人材の育成を図るとともに、英語教育推進に関わる事業による外国語活動・外国語科授業の充実を図る。

② 習熟度別少人数指導の充実

- ・算数・数学科、外国語科における習熟度別少人数指導の更なる充実を図り、基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに発展的な学習を推進し学力の伸長を図り、個に応じた指導を充実させる。

③ 学習機会の複線化

- ・教員及び学習支援員等による放課後や土曜日、長期休業日を活用した補充的及び発展的な学習機会を拡充させ、基礎学力の定着を図り、「地域未来塾事業」や「スタディ・アシスト事業」を推進し、思考力・判断力・表現力等の伸長を図る。

(2) 教育力向上の推進

① 教育力向上推進モデル校の指定

- ・教科担任制、カリキュラム・マネジメント、立川市民科等のモデル校を指定し、授業公開を通して授業改善モデルを示し、研究成果を広く発信することにより全校での授業改善に結び付ける。
- ・思考力・判断力・表現力等を育成する授業を創造し、児童・生徒の学力の向上を図る。
- ・立川市教育委員会と立川市立小学校・中学校教育研究会が連携を図り、教育研究に取り組むとともにその成果を発表させるとともに、そのリーフレットを市内小・中学校に配布することなどを通して、各学校に還元する。

② 学力向上施策の推進

- ・これまで行ってきた放課後の補習授業等を継続し基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、発展的な学習を充実させ、思考力・判断力・表現力等の伸長を図る。また、理科教育推進事業「T a c h i ・ R i k a」を活用し、理科における観察・実験の充実を図らせ、理科の指導力を向上させることで、児童・生徒の科学的な見方や考え方及び関心・意欲・態度を養う。

(3) 小中連携外国語活動の推進

① コミュニケーション能力の向上

- ・小学校中学年外国語活動・高学年外国語の充実及び中学校英語教育との円滑な接続を強化するために、小学校教員と中学校英語科教員または外国語指導助手（ALT）とのチーム・ティーチングにより外国語を実施し、児童・生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。
- ・小学校高学年のパフォーマンステスト、中学校の英検 IBA を実施し、英語能力の向上を図る。

② 小学校外国語活動の教科化について

- ・新学習指導要領全面実施に伴い、小学校3～6年生においてALTの配置時数を増加するとともに活用して、中学年の外国語活動及び高学年の外国語を実施する。
- ・小学校教育研究会外国語部による研究の共有や市内英語指導教諭の授業公開等により、小学校教員の英語指導力向上及び指導内容の充実を図る。

(4) ICT教育の推進

① ICTを活用した授業の推進

- ・小・中学校全校に導入したタブレット端末を効果的に活用し、学習への関心・意欲を高めるとともに思考力・判断力・表現力等を育む授業を展開し、児童・生徒の学力の向上を図る。
- ・コンテンツライブラリー（※8）を活用し、学習指導案及びワークシート、教材等を教師間、学校間で共有し、ICT機器を活用した授業を推進する。
- ・情報社会における正しい判断力やルールやマナーの意義を理解し、守ることができる態度を育てるとともに、情報を適切に選択し活用する能力を育成する。

② ICT教育推進事業の展開

- ・教育力向上推進モデル校（ICT教育推進研究校）によるモデル授業を公開し、全校の授業改善に結び付ける。
- ・ICT教育推進校等による研究成果を生かし、ICT機器等の効果的な活用とプログラミング教育（※9）等ICT教育を基に必要な論理的思考力を身に付けさせるための学習活動を充実する。

（※5）「主体的・対話的で深い学び」…新学習指導要領で育成を目指す児童・生徒の資質・能力（三つの柱）「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を育むための学びの視点。児童・生徒が自分から学ぶことに興味をもち、対話や先人の知恵等を手掛かりにすることによって自己の考えを広げ、知識を相互に関連づけることでより深い理解を得られるような学びのこと。

（※6）「立川スタンダード（基本的指導過程）20」…主体的・対話的で深い学びを実現させるために、授業の1単位時間における基本的指導過程を20チェック項目に分け、教員が自らの授業を振り返り、自己評価できるように具体的に示したチェックシート。立川市教育委員会では、この「立川スタンダード（基本的指導過程）20」を基に、各学校の実態、経営方針等に応じて学校のオリジナルスタンダードを策定するよう指導している。

（※7）「立川学級力スタンダード」…学習や生活の基盤として、教師と児童・生徒との信頼関係及び児童・生徒相互のよりよい人間関係を育てるための学級経営力の向上を図る。

（※8）コンテンツライブラリー…立川市教育委員会の情報ネットワークを活用して、学習指導のヒントになる学習指導案や教材等を蓄積し、各学校から随時取り出し利用できるようにしたサービス。

（※9）プログラミング教育…子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力として「プログラミング的思考＝自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力」などを育む教育のこと。

2 豊かな心を育むための教育の推進

(1) 心の教育の推進

① 人権教育の推進

- ・「ふれあい月間」、「いじめ解消・暴力根絶旬間」及び「人権週間」等における各学校及び中学校区での児童・生徒主体の取組を通して人権尊重の理念を正しく理解させ、学校生活において実践できるようにさせる。
- ・東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム（学校教育編）」及び人権教育ビデオ（DVD）等を活用した研修会を小・中学校全校で実施し、教員の人権意識や人権感覚を醸成する。

② 道徳教育の推進

- ・新学習指導要領で新たに示された「特別の教科 道徳」における問題解決的な学習、体験的な学習を推進するとともに評価を工夫して、小・中学校の授業改善を図る。
- ・「東京都道徳教育教材集」及び「私たちの道徳（文部科学省）」等の教材集を必要に応じて活用し、道徳授業地区公開講座（※10）等を通してその内容を保護者、地域に発信するとともに、意見交換会の充実を図る。
- ・答えが一つでない道徳的な課題を一人一人の児童・生徒が自分自身の問題として捉え、向き合う「考える道徳」・「議論する道徳」の授業を展開する。

(2) 健全育成の推進

① いじめの防止

- ・「立川市子どものいじめ防止条例」、「立川市子どものいじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめに対する組織的・継続的な対応を学校で強化するとともに、学校・家庭・地域が連携し、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る。
- ・弁護士及び各学校のネットワークを活用した外部講師の招聘等により「いじめ防止授業」を実施する。
- ・「学級カスタンダード」を活用し、児童・生徒同士が互いに認め合うのと同時に、高め合う学級をつくるために自ら考える力を育成する。

② 体罰等の根絶

- ・体罰は児童・生徒の人権を侵害するものであり、いかなる理由があろうとも絶対に認められるものではないとの認識の下、人権意識を高め、人権感覚を磨き信頼関係に基づいた指導や児童・生徒の気持ちに寄り添った指導を推進する。
- ・暴力行為が発生した場合には、教育的配慮を根底に起きつつ、毅然とした姿勢で加害児童・生徒への指導に臨み、全ての児童・生徒が学校生活によりよく適応し、充実した有意義な学校生活が築けるようにする。

③ 児童会・生徒会サミット（※11）の開催

- ・児童・生徒が身近な問題の解決に向けて「児童会・生徒会サミット」を開催することを通して、課題解決力、児童・生徒の主体的・協働的な態度を育成する。

④ 不登校対策のための取組

- ・不登校解消に向け、指導主事、スクールソーシャルワーカー（※12）、特命担当（※13）からなる不登校等対応チームを有効に機能させるとともに、登校支援シート（※14）の作成と活用を図り、関係機関や各校と連携して児童・生徒の学校復帰に向けた取組を強化する。
- ・各学校に教室以外の居場所を設置し、個に応じたきめ細かい指導につなげる。

(3) 国際理解教育の推進

① 伝統文化と国際理解の推進

- ・国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りをもち、多様な文化を尊重できる態度や資質を養うために、「多文化共生のまちづくりを担う人材育成プログラム」を実施するとともに、各教科等を通して日本及び立川の

伝統・文化への理解及び国際理解教育の推進を強化する。

- ・すすんで地域の行事や活動に参加するよう促し、体験を通して郷土や地域を愛する心情や実践意欲と態度を養い、次代を担う「立川市民」の育成の充実を図る。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、日本の伝統・文化の体験事業を立川市地域文化振興財団等と連携して取り組む。

(4) 読書活動の充実

① 読書活動の推進

- ・保護者、地域の学校図書館ボランティアと連携した読書活動を展開するとともに、市立図書館との連携、学校図書館支援指導員(※15)等の活用及び児童・生徒の委員会活動を充実させ、読書活動の推進と読書習慣の定着を図る。

(5) 社会との関わりを活かした活動の推進

① 環境教育の推進

- ・豊かな自然環境を守るために、エネルギーの効率的な利用など、環境への負荷が少なく持続可能な社会づくりの基礎となる環境教育の推進を図る。

② 社会生活との関わりでの推進

- ・中学生の主張大会(※16)への小・中学生の参加等、各教科等で学んだことを生かす活動や社会生活との関わりを生かした活動を、カリキュラム・マネジメントを確立しながら推進し、豊かな心の育成に努める。また、「立川市民科(※17)」での学びを基に、関係機関等と連携・協力して主権者教育に取り組む。

(※10) **道徳授業地区公開講座**…東京都教育委員会が、区市町村教育委員会と連携して実施している、道徳の授業公開及び意見交換等を実施する講座。学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実を図ることを目的としている。

(※11) **児童会・生徒会サミット**…小・中学校別に、各校の児童会及び生徒会の代表が一堂に会し、身近な課題の解決に向けて主体的・協働的に議論する会。第1回は平成28年度に開催し、SNSルール等をテーマとした。

(※12) **スクールソーシャルワーカー**…子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり教員を支援したりする福祉の専門家。立川市には、校長の要請により派遣する「派遣型スクールソーシャルワーカー」と、教育委員会に籍を置く「常駐型スクールソーシャルワーカー」があり、複線的に学校を支援する体制が整っている。

(※13) **特命担当**…「いじめ・不登校等対応チーム」の支援方針を受け、児童・生徒への個別支援や学校・学級の経営支援にあたる。

(※14) **登校支援シート**…不登校傾向がある児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、当該児童・生徒の置かれた状況を関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的として、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心に学校が組織的に作成する。

(※15) **学校図書館支援指導員**…学校の読書活動を推進するとともに、読書環境の整備を図るため全小・中学校に派遣されている司書資格を有する者。

(※16) **中学生の主張大会**…立川市青少年問題協議会が毎年実施している青少年の健全育成を目的とした、中学生による主張の発表大会。

(※17) **立川市民科**…義務教育9年間を見通した小中連携教育の中で、郷土学習とキャリア教育を関連付け、郷土「立川」の優れた文化や伝統、産業やまちづくり等を理解し、児童・生徒の郷土やまちを愛する心情や態度を養い、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献できる市民として育成することを目的とした立川市独自の取組。

3 体力の向上と健康づくりの促進

(1) 体力向上の推進

① オリンピック・パラリンピック教育の推進

- ・東京女子体育大学等との連携により、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて多様な学習機会を創出するとともに、自己の体力及び運動能力の向上を図る取組を全小・中学校で強化する。
- ・「オリンピック・パラリンピック教育実施計画」を作成・活用し、体育授業等の内容・指導方法の改善、日常的な運動・スポーツの実践による健康増進に向けた取組の充実を図る。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて市民全体のスポーツへの関心を高めるとともに、ラジオ体操の普及に向け中学校区単位で取り組み、運動の習慣化を図る。

② 体力向上のための授業改善の推進

- ・東京都統一体力テストの結果に基づく「授業改善推進プラン」について検証するとともに、「立川スタンダード20～体育・保健体育編～」を活用した授業改善を推進する。
- ・体育・保健体育に関する教員研修の実施や全中学校を「スーパーアクティブスクール（※18）」と位置付け計画的に体力向上に取り組む。

③ 専門的な技能を有する人材の活用

- ・東京女子体育大学や体育協会等と連携した体育授業の実施や運動部活動の支援を強化する等、専門的な知識・技能を有する部活動指導者等の人材の活用を図り、児童・生徒の基礎的・基本的な運動能力の向上を図る。

(2) 健康づくりの推進

① 健康教育の推進

- ・体育・保健体育科の保健分野及び技術・家庭科等の教科における指導とともに、養護教諭等や学校医等と連携した取組を推進し、病気予防及び健康保持及び増進、薬物乱用防止等の健康教育を充実させる。特に、新学習指導要領に基づき、医療機関等の外部機関と連携したがん教育を推進する。

② 基本的な生活習慣の定着

- ・早寝、早起き、朝ご飯、家の手伝いなど家庭の役割を明確にし、学校の決まりを守る等の基本的な生活習慣を定着させるため、中学校区を単位とした小中連携による取組を積極的に推進する。

(3) 学校給食の充実

① 食物アレルギー対応の徹底

- ・小学校給食におけるアレルギー対応方針に基づき、教育委員会・学校・保護者・調理関係者の情報共有や調理、配膳等における確認作業を徹底し、食物アレルギーがある児童に安全・安心な給食を提供する。
- ・教育委員会及び小・中学校において食物アレルギー研修を実施し、事故の未然防止に向けた取組を徹底するとともにアレルギー症状への具体的な対応力を身に付ける。

② 食育の推進

- ・児童・生徒が「食」への関心を高め、食べることの大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けるため、栄養士が学級担任等と連携し、学校給食を活用した食育を推進する。
- ・各校の食育リーダーを中心に、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む、心と体の健康づくりを「食」を通して推進する。

③ 安全で安心な給食の提供

- ・食物アレルギーへの対応等、安全で安心な給食の提供と中学校給食の完全実施を目指して、新学校給食共同調理場整備に向けた取組を進める。

④ 地元農産物の使用拡大

- ・農家と農協、産業観光課、学校給食課の4者による協議の場を引き続き設け、学校給食における地元農産物の使用量拡大に向けた取組を進める。
- (※18) **スーパーアクティブスクール**…東京都教育委員会が、体力向上に先進的に取り組む中学校を指定した事業。体力向上のための具体的取組を研究・開発するとともに成果を広く発信し、中学生の体力向上を図っている。平成31年度より全中学校で実施する。立川市では、平成28年度から3年間、立川第六中学校が指定された。

II 教育支援と教育環境の充実

～質の高い学びを提供するため、個に応じた教育支援を推進し、充実した教育環境を整備する～

4 特別支援教育の推進

(1) 学校における計画的な特別支援教育の推進

① 学校経営における特別支援教育の位置付け

- ・学校の教育課程及び学校経営計画に特別支援教育の取組を明示し、組織的・計画的に特別支援教育を推進する。

② 校内委員会の充実

- ・校内委員会の役割を明確にし、定期的に開催するとともに、特別支援教室巡回指導教員や教育支援相談員などが出席して情報共有や助言を行い、校内委員会の充実を図る。

③ ユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導・支援

- ・ユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導・支援の工夫について研究し実践する。

(2) 児童・生徒一人一人の課題に応じた教育の充実

① 早期連携・早期支援の充実

- ・発達相談から就学相談・教育相談へ確実につなぎ、小学校における就学支援シートの活用や学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、個別指導計画の作成・活用を図る。また、保護者との情報共有を深めるため、サポートファイルの活用を推進する。

② 特別支援教育に関わる関係機関との連携

- ・小・中学校、特別支援学校、幼稚園、保育園、医療機関、事業所の代表者と、子育て、福祉、保健等の庁内関連部署による特別支援教育連絡会を定期的に開催し、ネットワークの強化に取り組む。

③ 特別支援学級等の整備及び充実

- ・発達に課題のある児童・生徒の増加に対応するため、全小学校に設置している特別支援教室キラリ（※19）の実践を参考に、新たに中学校5校に「特別支援教室プラス（※20）」を設置し、小学校からの指導の継続を図りながら、専門的な指導を開始する。合わせて、令和3年4月の指導開始を目途に、未導入の中学校2校において特別支援教室の環境整備や理解啓発に取り組む。
- ・特別支援教室の指導時間数では十分な教育的効果をあげることが困難な障害特性を有する児童が増加している背景を踏まえ、令和3年年4月を目途とする固定制の自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向け、教室環境の整備や就学相談を開始する。

(3) 専門性向上の推進

① 専門性向上プランの取組

- ・特別支援教育に関する教員の指導力の向上を強化するため、特別支援学校と連携を図り研修を実施する。

② 巡回相談の充実

- ・巡回相談員（心理職）及び言語聴覚士を学校の要請に応じて随時派遣し、配慮が必要な児童・生徒の支援の充実に向け助言等を行い、個に応じた指導の徹底を図る。

（４）交流事業の推進

① 交流及び共同学習（※21）の推進

- ・特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に推進し、様々な学習場面を通して支援を要する児童・生徒への理解を深める。

② 副籍制度（※22）の実施

- ・特別支援学校の児童・生徒の状況と、地域指定校（※22）の実態に応じて副籍制度による交流を推進し、相互理解を深め、人権意識や人権感覚を高める。

（※19）**特別支援教室キラリ**…東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画、及び立川市特別支援教育実施計画に基づき、「子どもが通って指導を受ける」通級指導学級から「子どもが在籍している学校へ先生が通って指導する」特別支援教室への移行が行われている。「特別支援教室キラリ」は、立川市の小学校の特別支援教室の愛称。

（※20）**特別支援教室プラス**…中学校の特別支援教室の愛称

（※21）**交流及び共同学習**…通常の学級と特別支援学級または特別支援学校との連携により、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流したり一緒に学んだりすること。

（※22）**副籍制度**…特別支援学校に在籍する児童・生徒が、自宅を学区とする地元の小・中学校に副次的に籍を置き、様々な交流を図る制度。

（※23）**地域指定校**…副籍制度により、特別支援学校の児童・生徒が副次的に籍を置く地元の小・中学校のこと。

5 学校運営の充実

（１）児童・生徒等への支援

① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等のさらなる活用とともに、子ども家庭支援センターや主任児童委員・民生委員等による地域での支援を通し、児童・生徒が抱える課題の解消及び学校生活の充実を図る。

② 適応指導教室（※24）の充実

- ・不登校児童・生徒の学習指導や教育相談、適応に向けた支援を強化するために、適応指導教室の充実及び在籍校と連携した不登校対策を充実する。
- ・不登校児童・生徒の解消に向け、ネットワーク型学校経営システムにより地域人材を活用する等、校内委員会・ケース会議（※25）の充実を図る。
- ・適応指導教室における個別の指導記録等の活用を図り、指導課訪問等により適応指導教室の指導方法の工夫・改善に取り組む。
- ・適応指導教室におけるICT機器の活用を更に進めるほか、不登校等対応チームを有効活用し、不登校児童・生徒の解消を図る。

③ 小学校社会科副読本・中学校社会科資料集の活用

- ・中学校社会科資料集を改訂するとともに、小学校社会科副読本の活用を図り、「立川市民科」教育を充実させる。

（２）学校運営への支援

① 「学校における働き方改革」の推進

- ・「立川市学校における働き方改革総合プラン（※26）」を踏まえた具体的な業務改善に資する取組を行う。市としては、2学期以降における教育活動の充実を図るため、夏季休業日において学校閉庁日を設け、教職員の計画的な休暇の取得を図る。また、出退勤管理システムを活用して、教職員の勤務状況の把握とともに、教職員の働き方に関する意識を変革し、学校教育の質の向上を目指す。
- ② 学校事務共同実施（※27）の推進
- ・平成30年度に設置した南部共同事務室に加え、JR中央線以北の残り19校について、令和2年4月から2グループに集約し、共同事務室を設置し市内全校で事務の共同実施を開始する。
- ③ 学校への人的支援の充実
- ・学校支援員、副校長補佐（※28）、スクール・サポート・スタッフ（※29）、中学校部活動指導員（※30）、学校図書館支援指導員等を活用し、学校経営の安定化や教職員の業務負担の軽減を図る。
- ④ 私費会計事務の標準化完全実施
- ・平成29年度に南部9校で開始した私費会計事務の標準化については、平成31年度の準備段階を経て、令和2年度は年度当初から市内全校において完全実施とする。「原則」または「基本的に」実施するのではなく、完全実施であることに留意して取り組む。
 - ・私費会計事務標準化の完全実施に向けて、学校独自の会計処理方式・様式を廃し、私費会計（教材費）標準化マニュアルを遵守して、全校で統一的に事務を執行する。
 - ・私費会計事務については会計事故防止の観点に加え、国及び東京都が進める「学校における働き方改革推進プラン（平成30年2月、東京都教育庁地域教育支援部義務教育課策定）」及び「学校徴収金ガイドライン（平成30年9月、東京都教育庁地域教育支援部義務教育課策定）」に示された方針に沿い、学校管理職のリーダーシップのもと、学校管理職、教員、学校事務室がそれぞれの役割分担に応じて組織的に対応する。特に未納対応は、学校事務室だけでなく学校全体で組織的に取り組む。
 - ・会計処理の進行管理と実務は、学校事務職員の標準的職務として、共同事務室のサポートのもと、学校事務室が担う。
 - ・私費会計事務の執行責任者は学校長であることを改めて認識し、学校長は必要教材の精査や、希望品を保護者が直接業者から購入する方向にシフトさせる等、学校徴収金の総額を減らすことも併せて推進する。
- ⑤ 学校給食費の公金化に向けた検討の推進
- ・文部科学省から示された「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」や他市の導入事例を参考に、課題の整理や導入に向けた取組を進める。
- ⑥ 学校間ネットワークの構築及び統合型校務支援システムの導入
- ・平成30年度に実施した「学校間ネットワーク構築業務支援委託」事業による調査結果及び「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（H29.10.18文部科学省）」に準拠した情報セキュリティの確保及び校務事務の効率化による校務軽減を目的として、学校間ネットワークの構築及び統合型校務支援システム導入のために、教務主任、養護教諭等職責ごとに必要な検討部会を立ち上げる。
- ⑦ 学校保健会事業のあり方に係る検討開始
- ・児童・生徒健康診断、教職員健康診断、学校保健会事業のあり方について学校保健会内にプロジェクトチームを立ち上げ、事業の縮小廃止も視野に、三師会とも連携して短期・中期・長期視点から検討を進める。
- （※24）**適応指導教室**…不登校の児童・生徒の在籍校への復帰を目指し、教育委員会が学校以外の場所や学校の余裕教室等を利用して指導を行う施設。個別または小集団による学習指導、個別カウンセリング等を実施している。立川市では、柏小学校（小学生向け）と錦学習館（中学生向け）に設置している。
- （※25）**ケース会議**…児童・生徒の主に問題行動等に対して、学校と関係する外部機関（児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、民生児童委員、等）が連携・協力し、各々ができる支援等を示し合い、児童・生徒、または家庭に対する総合

的な支援の方向性や具体的な方策等話し合う会議。

- (※26) **立川市学校における働き方改革総合プラン**…平成30年度の勤務実態調査及び平成31年(2019年)1月25日付文部科学省初等中等教育局長通知「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について(通知)」に基づいて策定した働き方改革を推進する基本計画。
- (※27) **学校事務の共同実施**…拠点校に学校事務を共同実施するセンター的組織を設置し、集約化することにより学校ごとに行われている学校事務の効率化を図り、事務職員や教員の事務負担を軽減させるための取組。南部共同事務室では一中校区、三中校区、八中校区の9つの小・中学校において、第一小学校を拠点校として学校事務を共同実施している。
- (※28) **副校長補佐**…副校長の業務を補佐する非常勤職員。
- (※29) **スクール・サポート・スタッフ**…教員に代わって学習プリントの印刷等の補助的業務を行う非常勤職員。
- (※30) **中学校部活動指導員**…顧問教員に代わって専門的な技術指導や休日の大会引率等を行うことができる非常勤職員。

6 教育環境の整備

(1) 環境整備の推進

① 計画的な学校施設の改修

・学校施設の長寿命化を図るとともに、より良い教育環境を整備するために、「立川市公共施設保全計画」に基づき、第七小学校校舎の改修を進める。

② 学校施設の設備改修

・小学校体育館の空調機設置に取り組む。また、不審者対策のため学校内に設置している防犯カメラ、体育館の照明設備及び受変電設備の改修を計画的に進める。

③ 若葉台小学校新校舎の建設

・平成30年度に作成した若葉台小学校新校舎の実施設計に基づき、新校舎の建設を進め、令和3年2月に完成させる。(平成33年3月完成予定)

(2) 災害時の対応

① 災害時の的確な対応

・地震や台風などの災害時に児童・生徒の安全を確保するとともに、学校が一次避難所として機能できるよう教育委員会職員及び学校教職員が防災担当部署と連携して災害時の対応を行う。

Ⅲ 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

～学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育に取り組む～

7 ネットワーク型の学校経営システムの拡充

(1) ネットワーク型の学校経営の推進

① 地域と連携した学校づくりの推進

- ・全小・中学校に導入したコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)と地域学校協働本部が一体となり、活発に機能した教育活動を展開する学校運営を推進する。
- ・学校と保護者・地域等が連携した教育活動を強化するために、授業や学校行事の積極的な公開及び学校支援ボランティアの積極的な活用を推進する。
- ・地域との信頼関係をさらに深めるため、学校ホームページを活用し、きめ細かく情報を発信する。
- ・学校評価(児童・生徒評価、保護者評価等)を組織的・継続的に実施し、この中で学校評価の実施に係る共通項目及び小中連携教育に係る項目の結果を分析し、学校経営の改善につなげる。

② 大学・研究機関との連携

- ・研究機関や大学、産業界等との連携体制を強化し、市民力を活かした教育活動の一層の推進を図る。

③ 地域の教育力の活用

- ・児童・生徒の学習支援や学校生活支援の充実に向けて、保護者や地域住民との連携・協力体制をさらに推進する。
- ・児童・生徒の学びの充実に向け、地域とのつながりを強化し地域の教育力を活用するため、「地域学校協働本部事業」に全中学校区で取り組み、地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）（※31）を中心とした地域による学校支援を組織的に展開する。
- ・ネットワーク型学校経営システムを活用し、不登校解消・いじめ対応等のためのサポート会議（※32）・ケース会議の充実を図る。

④ 職場体験学習の充実

- ・キャリア教育の充実に向け公的施設や事業所、諸団体と連携・協力体制づくりを進め、立川教育フォーラムにおいて協力を得た事業所を紹介する等を通して、職場体験学習の実施方法の見直しや受け入れ事業所の拡大を進め、職場体験学習を拡充する。

（2）学校と家庭の連携

① 家庭学習の習慣化

- ・「家庭学習推進リーフレット（※33）」及び「学力向上に関する保護者向けリーフレット」を活用し、各学校及び中学校区においてあらゆる機会を活用して家庭学習の習慣化に向けた取組を強化する。また、教務主任会や小中連携担当者連絡会において、各学校の取組を情報共有する。

（3）クラブ活動・部活動等の充実

① 市民力の活用

- ・大学や関係団体等の市民力を活用し、クラブ活動や部活動を実施し、学校生活の充実を図るとともに、スポーツ、文化、科学、芸術に親しみ追究する資質や能力を高める。

（※31）**地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）**…地域学校協働本部事業において、学校とボランティア等の外部人材をつなぐ役割を担う者。

（※32）**サポート会議**…児童・生徒の主に発達等に関わる課題に対して、関係する外部機関（子ども家庭支援センター、医療機関、相談機関、等）が集まって、各々ができる支援等を示し合い、児童・生徒、または家庭に対する総合的な支援の方向性や具体的な方策等話し合う会議。

（※33）**家庭学習推進リーフレット**…家庭における学習習慣のさらなる定着を目的に、立川市教育委員会が作成し、各家庭に配布しているリーフレット。

8 幼保・小中連携の推進

（1）幼保・小中連携教育の推進

① 幼保・小中連携教育の推進

- ・12年間を通した教育課程の円滑な接続を図るため、教務主任会や小中連携担当者連絡会等における推進の検討及び中学校区を単位とした学校経営方針の共有化、また児童・生徒による共同学習や交流とともに、教職員が相互に協力・連携した教育活動を推進する。
- ・これまでの幼保・小中連携教育の実践を踏まえ、「立川就学前スタンダード20」の普及、活用を図り、幼稚園・保育園、小学校、中学校の各段階を意識した幼児・児童・生徒に身に付けさせたい力を共有し、就学前から中学校までの連続性を見通した教育活動を進める。

- ・中学校区内の幼保・小連携を踏まえて幼保・小中連携教育をさらに充実させ、中学校区が一体となり教育活動を推進する。
- ・小学校生活を園児に体験させる等、子どもや教職員の日常的な相互交流を計画的に実施し、幼稚園及び保育園と小学校との円滑な接続を図る。

② 「立川市民科」の推進

- ・「立川市に愛着をもち、主体的にまちに関わり、まちに貢献しようとする市民」の育成を目指し、「立川市民科」を教育課程に位置付け中学校区が一体となり推進する。
- ・児童・生徒が地域に関わり貢献する観点から救命救急に関する学習を含む防災教育（小6・中2）を「立川市民科」の中に位置付けて取り組む。
- ・公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩が主管する「多摩シビックプライド（※34）」（小5・中1）を全校で実施し、立川市への理解を更に深める。
- ・「立川市民科カリキュラム～理論・実践編～」を改善し、「立川市民科」の学習内容の充実を図る。
- ・認知症サポーター養成講座を小学校の年間指導計画に位置付け、認知症に関する正しい知識と理解を促すとともに、地域や家族に貢献する力を育む。

（2）キャリア教育の推進

① 自己実現への意欲・態度の育成

- ・小・中学校全校においてキャリア教育全体計画を作成し、自己の生き方やキャリア形成を考えさせ、主体的にまちや社会と関わり自己実現を図ろうとする意欲や態度を培うキャリア教育を推進する。
- ・「立川夢・未来ノート」（※35）を年間指導計画に位置付け、計画的に活用する。

② 職業観・勤労観の育成

- ・小中連携による「立川市民科」の取組及び経済団体等と連携して職場体験学習の充実を図り、小・中学生の望ましい職業観・勤労観を育成する。

（※34）多摩シビックプライド…立川市を含む行政や大学、企業、NPO法人で組織された、公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩が、魅力的な多摩のまちづくりを進める一環として、郷土多摩への愛着を深めるために取り組んでいる事業。東京都多摩地域30市町村に関する問題が出題される。

（※35）立川夢・未来ノート…児童・生徒が学んだことや考えたことを記録し、自分自身を見つめ、将来の夢や目標に向かって進んでいく力を身に付けることを目的としたノート。小学校6年間、中学校3年間使用し、次の学年に引き継げるように作成する。

9 児童・生徒の安全・安心の確保

（1）安全教育の推進

① 安全教育プログラム（※36）の活用

- ・安全教育プログラムを活用し、犯罪や事故、災害等の危険を予測して回避する能力や、地域の安全に貢献できる資質や能力を育てる。

② 登下校の安全対策

- ・登下校時における児童の交通事故や犯罪被害を防ぐために、シルバー人材センター会員や保護者など地域の方々と学校との連携により地域全体で児童の安全確保に取り組む。
- ・学校や地域が連携して行っている通学路の見守り活動を補完し、さらなる安全確保を図るため全小学区に5台ずつ設置した防犯カメラの維持、整備を行う。
- ・引き続き、若葉台小学校及び学区を変更した緑町における児童の安全を確保するため、交通安全指導員を配置する。
- ・通学路安全推進会議における協議を経て教育委員会において承認された「通学路安全プログラム」に基づく

通学路の合同点検を家庭、地域及び関係機関と連携して実施する。

(2) 防災教育の推進

① 自然災害への知識の習得

- ・東京都の「防災ノート～災害と安全～」等を積極的に活用し、学校における避難訓練等の安全指導を通して、災害に対する知識・理解を深めるとともに、危険から身を守り、最善の行動力を発揮できるようにする。

② 自然災害への対応

- ・学校が行う防災体験学習に加え、地域と連携した防災訓練への積極的な参加を促し、「立川市民科」の学びも活かして地域の一員としての自己の役割の理解や個々の防災対応力を高める。

③ 家庭との連携

- ・「東京マイ・タイムライン (※37)」を活用した防災教育の家庭学習を推進する。

(※36) **安全教育プログラム**…東京都教育委員会が作成している生活安全、交通安全、災害安全に関する基本的事項や推進のポイント、実践事例等がまとめられた冊子。

(※37) **東京マイ・タイムライン**…育風水害からの避難に必要な知識を習得しながら、適切な避難行動を事前に整理できるワークシート。